

山梨県公報

第千四百八十八号

平成十六年

六月二十八日

月 曜 日

目次

告 示

道路の区域変更(三件)…………… 四五二

道路の供用開始(二件)…………… 四五二

公 告

開発行為に関する工事の完了について(二件)…………… 四五二

換地処分の実施(二件)…………… 四五二

監査委員

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議…………… 四五三

告 示

山梨県告示第三百二二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 道路の種類 県道
 - 路 線 名 河口湖上九一色線
 - 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大字大石字久保井坂 下二六六七番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜字東八杭一	旧	五・〇	六七二・〇
	新	一一・三	

九番の三地先まで

新	旧	延 長 (メートル)
五・〇	一一・三	六七二・〇
一三・三	三三・六	五一〇・一

山梨県告示第三百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 道路の種類 県道
 - 路 線 名 敷島田富線
 - 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中巨摩郡竜王町大字西八幡字西冷間 三三五 一番の一地先から 中巨摩郡竜王町大字西八幡字西冷間 三三五 一番の一地先まで	旧	六・四	一六・〇
	新	六・九	一六・〇

山梨県告示第三百四四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 道路の種類 県道
 - 路 線 名 甲府南アルプス線
 - 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧		
	新		

中巨摩郡竜王町大字西八幡字西冷間二三五
 一番の一地先から
 中巨摩郡竜王町大字西八幡字西冷間二三七
 七番の一地先まで

新	旧
七・一 一・六	六・四 一・〇
一一三・〇	一一三・〇

山梨県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年六月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	四一一号	東山梨郡勝沼町大字等々力字天神道上二七七九番の一地先から東山梨郡勝沼町大字等々力字天神道上二七五六番地先まで	二五・〇	平成十六年六月二十八日

山梨県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年六月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	河口湖上九一色線	南都留郡富士河口湖町大字大字石字久保井坂下二六六七番の一地先から	九七〇・一	平成十六年六月三〇日

公 告

南都留郡富士河口湖町大字長浜
 字大輪一六六番の三地先まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年六月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町西条字岡畑二七〇の一、二七二〇の一、二七二〇の七、二七二〇の八並びに西条新田字村前六六九の一及び六六九の四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町西条四千百三十六番地 秋山等

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年六月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡敷島町大下条字下河原一一七九の三、一一七九の五、一一八〇の一及び一一八一の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡敷島町大下条百六十番地の一 今村昭

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三 三 一工区）の換地処分を平成十六年六月十四日実施した。

平成十六年六月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

● 換地処分の実施
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
 県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三 三 二工区）の換地処分を平成十六年六
 月十四日実施した。
 平成十六年六月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定に
 より、外部監査人平嶋育造の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったの
 で、次のとおり告示する。
 平成十六年六月二十八日

山梨県監査委員
 高 石 国 康
 早 川 正 秋
 前 島 茂 松
 同 同 同
 高 尾 堅 一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
久保嶋 仁	山梨県甲府市屋形三 五 一三三	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
小俣 光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二 番地一	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
加藤 隆博	山梨県南アルプス市飯野三四五六 四	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
星野 正司	千葉県市川市北国分二 一三三 一〇	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
庄司 末光	神奈川県川崎市幸区鹿島田六〇 五	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
濱田 陽介	埼玉県春日部市大字小淵一三七番地一 春日部サンハイツ 一 二二五	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日

梶原 稔	山梨県南都留郡富士河口湖町大石二 九五三	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
小林 春男	山梨県中巨摩郡竜王町篠原一八五五 一八	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
塚田 祥	山梨県東山梨郡春日居町別田二番地	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
小杉 重雄	東京都東村山市萩山町五 六一九 二〇五	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
中嶋 正	埼玉県さいたま市緑区東浦和六丁目 一五番地の三	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日
佐々木 威夫	山梨県大月市梁川町新倉八九番地	平成十六年六月七日 平成十七年二月二十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番